

法人に関わる芸能報酬等の源泉徴収制度の撤廃を

中立でない、芸能の差別税制である

簡素でない、経営圧迫の無駄、無理税制である

芸能は信用できない？ - 根拠のないことである

芸能の社会・経済的な位置は大きく変わり、
社会発展に大きく貢献している



制度撤廃は、税制の原則に則った、
税金にも“中立”なものであり、
手続きの“簡素”化に繋がる合理的なものである

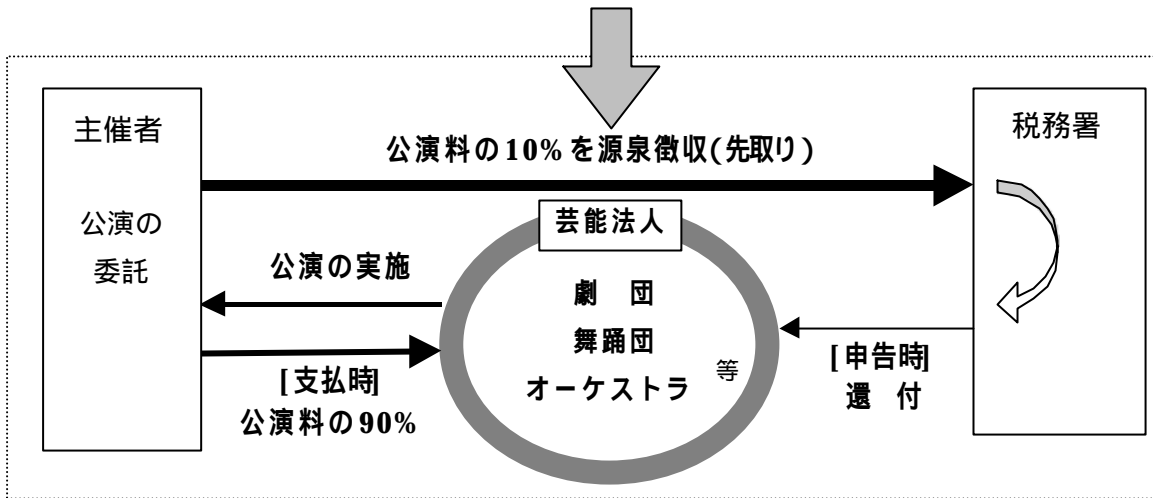
法人源泉税撤廃に向けての動き

06月25日	文化庁長官に関係5団体名で要望書提出
07月30日	音楽議員連盟会長に関係6団体名で要望書提出 [アンケートお願い時に同封のもの]
09月	文部科学省が平成15年度税制改正要望に初めて芸能法人源泉の撤廃をあげる
20日	自由民主党税制調査会に芸団協として要望書を提出
11月13日	自由民主党平成15年度予算・税制に関する協議会 自民党税制調査会総会
20日	田野瀬良太郎文部科学部会長ほか説明 自民党税制調査会に文部科学部会が提案説明(田野瀬部会長/斉藤斗志二議員)
28日	公明党ヒアリング
29日	相沢英之自由民主党税制調査会会長に面談
12月04日	民主党ヒアリング
中旬	与党 税制改正大綱を決定
下旬	政府 税制改正案を決定

中立でない、芸能の差別税制である

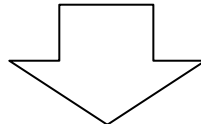
芸能分野がなぜこのような差別を受けなければならないか。法人の事業収入、例えば劇団公演料から10%の天引きを受けなければならないか。

一般の企業間取引にはこのような制度はありません！



法人源泉が課せられる対象：11項目(所得税法174条:内国法人に係る所得税の課税標準)

金融・証券関係(うち8項目)	利子・利息・給付補てん金・利益・差益等
匿名組合契約	利益分配
馬主	競馬の賞金
芸能	芸能の役務の提供に関する報酬・料金 映画又は演劇の俳優その他政令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金(不特定多数の者から受けるものを除く。)



なぜ芸能に関する項目が入っているのか？

制度の撤廃によって税収が減ることはない [税収に中立]

存続させるべき理由は何なのか

	公平	中立	簡素
税制の基本原則	経済力が同等の人には同等の負担を求める「水平的公平」と、経済力のある人にはより大きな負担を求める「垂直的公平」 近年では「世代間の公平」が一層重要に	税制が個人の選択や企業の経済活動に強い影響を与えないようにする	税制の仕組みをできるだけ簡素にし、納税者に理解しやすくする

芸団協緊急アンケート (02年9月実施)

芸能にかかわる法人(株式・有限会社・特定非営利活動法人)を対象に郵送

送付数:2074件 回答数:228件 [回答率11.0%]

経営圧迫の無駄、無理税制である

公演実施ごとに天引きされた源泉税は申告時に法人税と相殺される。緊急アンケートによると一団体平均して源泉された税金の83.8%、約900万円が還付されています(2001年度)。この間、キャッシュが不足し、多くの団体は銀行などの借入でしのいでいます。源泉徴収・支払と還付の手続きなどの無駄な作業、無理な借金を強いる、無駄・無理な制度といえます。利子は国税庁が払ってくれるのでしょうか？

還付率・借入で補填の割合・不足補填手段 [芸団協緊急アンケート]

還付率(平均)	83.8%
---------	--------------

還付率100%が82団体
(有効回答数133団体中)

借入で補填	75.9%
-------	--------------

110法人 / 回答145件

不足補填手段		
借入金	不明	85.7%
	銀行・金融機関等から	(33.3%)
	役員・所属メンバー等から	(31.0%)
	公的機関から	(14.3%)
税・借入金等の支払い繰り延べ		3.2%
会社資金から (他事業・資産等から充当)		12.7%

芸能は信用できない? - その根拠は?

財務省は芸能は信用できないと、この税制を今から約40年前に導入し、さらに規制を存続させようとしています。これは本当でしょうか。根拠はどこにあるのでしょうか。

国税庁が発表する法人税の課税実績で不正発見割合の高い10業種を毎年発表していますが、芸能事業所は出ていません。芸能が信用できないということが根拠であるならばそのデータを公表していただきたい。緊急アンケートによると90.7%の法人が、その税務を公認会計士・税理士に委託し、88.0%が青色申告を行っているなど、法を遵守する健全な経営を行っています。

芸能法人の税務はしっかりと行なわれている [芸団協緊急アンケート]

法人税の申告方法	青色申告	88.0%	白色申告	4.4%		
法人税納付状況	2001年度	71.6%	2000年度	75.1%	1999年度	76.4%
税理士・会計士等に委託	委託している	90.7%	委託年数(平均)	19.4年		

芸能法人の税務に関する現状 [芸団協緊急アンケート]

税制申告方法			
税制申告方法	青色申告	88.0%	
	白色申告	4.4%	
	無回答等	7.6%	
法人税納付状況	2001年度	納税した	71.6%
		納税しない	25.8%
		無回答等	2.7%
	2000年度	納税した	75.1%
		納税しない	22.2%
		無回答等	2.7%
	1999年度	納税した	76.4%
		納税しない	20.0%
		無回答等	3.6%
経理担当者の有無	置いている	87.6%	
	置いていない	11.6%	
	無回答等	0.9%	
納税計算・手続の委託		委託している	90.7%

不正発見割合の高い10業種

(平成13事務年度における法人税の課税実績について / 国税庁)

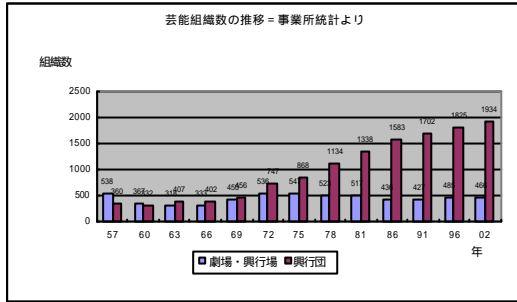
順位	業種目	不正発見割合(%)	不正申告1件当たりの不正脱漏所得金額(千円)	前年順位
1	パチンコ	49.4	45,250	2
2	バー・クラブ	47.2	10,462	1
3	廃棄物処理	33.9	19,416	5
4	書籍・雑誌販売	32.8	5,721	3
5	土木工事	29.4	11,486	6
6	一般土木建築工事	27.2	13,990	4
7	職別土木建築工事	25.7	8,397	10
8	貨物自動車運送	25.1	8,621	-
9	水産食料品製造	24.9	15,280	-
10	管工事	24.2	6,616	-

芸能の社会・経済的な位置は大きく変わり、社会発展に大きく貢献している

40年前の導入時と現在では芸能の社会・経済的な位置は大きく変わっており、社会発展に大きく貢献しています。制度導入時に比べると、芸能実演家の数で4倍、芸能興行団の数で5倍に成長し、公立文化施設の数では2.4倍と成長をしました。また、平成13年度のサービス業売上高の伸び率をみても興行場、番組供給会社が10%台の伸びでトップ10に入っています。

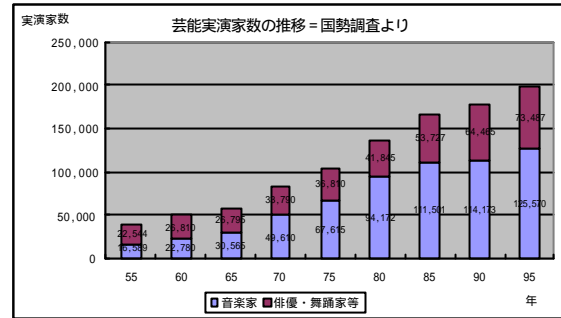
総理府の調査によると「心の豊かさ」を求める回答が過去最高の61%を記録しました。また東京都の調査ではこの分野への投資の経済波及効果は建設を上回るとでています。国民が求め、経済発展にも貢献する文化芸術への税規制の撤廃をお願いいたします。

興行場と興行団数の推移



興行場法に基づき登録されている興行場等はほとんど大きな変化はなく推移しているが、興行団(劇団、楽団、舞踊団等)についても1969年から大きなトレンド変化を示している。

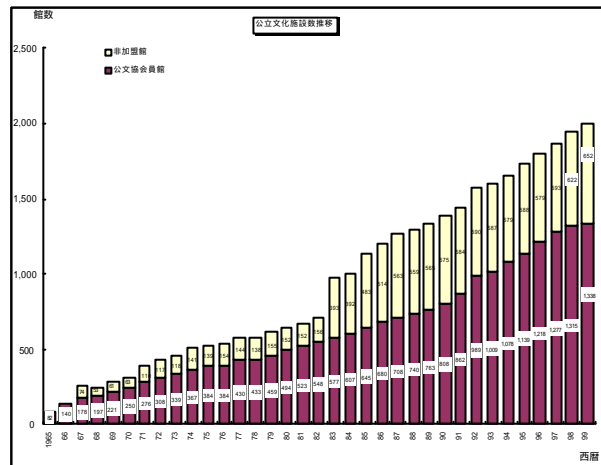
[参考] 実演家数



65年に約57000名であった実演家は、70年には83000名と45%増を示しており、それ以降、急速に増加している。

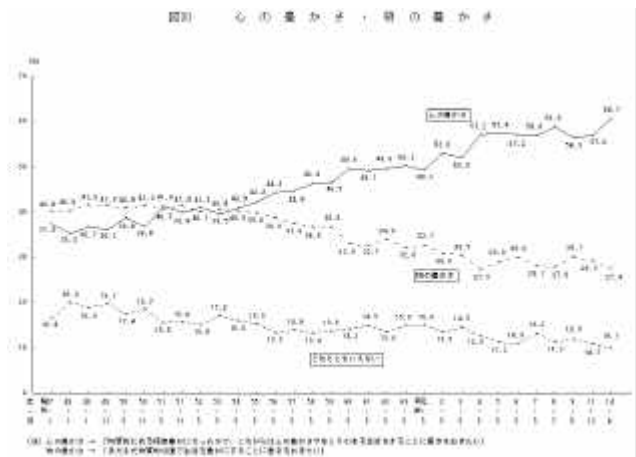
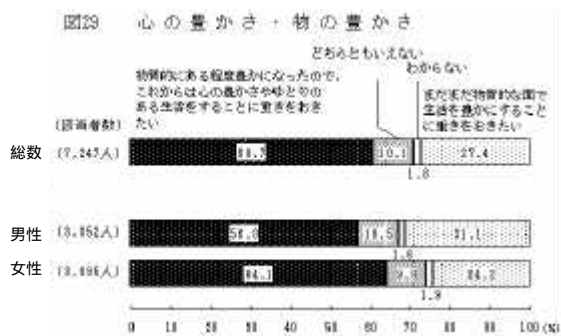
[参考] 公立文化施設数の推移

戦争で壊滅的な打撃を受けた芝居小屋などの公演施設の穴をうめるため、地方公共団体が1955年頃から文化会館等を建設してきた。地方の時代、文化の時代と言われた80年代以降に、貸しホール中心から自主事業実施へと流れが変わる。その多くは興行団への委託公演で、1998年には年間15000公演を数え、全国の公演数の10%を超えるシェアにまで発展している。



心の豊かさ、物の豊かさ(内閣府：国民生活世論調査2002.6)

今後の生活の仕方として、心の豊かさ、物の豊かさについて聞いたところ、「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活することに重きをおきたい」と答えた割合が60.7%と過去最高の数値を示している。



文化芸術に関わる活動がより促進されていくことによって、国民の「心の豊かさ」「ゆとりある生活」へのより広く、深い貢献ができる。私どもはそう考えます。